

日豪F T A

ニュースレター 9

第9回日豪F T A交渉

7月27～31日、第9回日豪F T A交渉はキャンベラで開催された。

サービスと投資では、協定の条文を中心に議論され、双方のサービスと市場アクセスに関する当初のリクエスト（要望）について意見交換された。オーストラリアは、特に関心の高い金融サービス、電気通信、法律業務、教育において商業的に意義のある結論を導き出すことが重要であると引き続き述べた。

サービス貿易では、条文案について建設的な意見交換がなされた。自然人の動き（オーストラリアと日本で仕事を目的として一時的に滞在するビジネスマンを含む）については進展がみられた。金融サービスでは、オーストラリアが関心を持つ国境を越える金融サービスについての最初の意見交換を含めて議論に進展があった。日本が正式に電気通信サービスの章をFTAに含めることに同意したことは意義ある進展であった。オーストラリアから商業的な関心の高い特定の分野について引き続き説明があった。

投資では、条文案の交渉において更に進展があったが、補助金に適用される条文等の難しい問題がまだ残っている。

財に関する市場アクセスの議論では、ペットフード、シーフード、園芸作物に焦点が当てられた。オーストラリアはこれらの各分野における市場アクセス条件の緩和についての強い関心を示した。オーストラリアの生産能力の制約、国内需要の増加、他の輸出市場等に鑑み、関税もしくは輸入枠の撤廃は日本の生産に大きな影響を及ぼすものではないことを説明した。日本側はオーストラリアに対する市場アクセスのいかなる改善も日本の国内農業に重大な影響を与えるものであると強調した。

双方は財の貿易の章の議論を続けるにあたり、現行の条文を見直し、今後議論が必要な部分を確認した。

前回の交渉での大きな進展をうけて、原産地規則の分野においては基本的な考え方とその条文案の大部分について合意がされた。双方はこの章の付属文書となる品目別の原産地規則について議論を進め、農産物を除く多くの工業製品（非重要品目）のルールについては合意をみた。今回の交渉では原産地証明と検証の問題は先送りされ、この点に関する双方の考え方の違いの溝を埋める問題が残っている。

税関手続に関しては、いくつか残っている問題点について条文の代替案を考えて条文の最終合意を目指すことで一致した。

貿易に関する技術的障害（TBT）の章に関しては、双方とも譲歩可能な部分を示し、追加の共通条文案に合意した。

エネルギーおよび鉱業資源については、日本の目的である安定供給の可能性と、また同時にこの分野の複雑な状況について議論がされた。

また、まだ白紙の状態ではあるが、両国は日本が関心を持つ食料安定供給について可能なオプションの模索を継続した。

知的財産の章の交渉は大きな進展をみた。テキスト案と双方の提案を基に議論が進み、工業財産、著作権、見直し、透明性、そして施行に関する条文の大部分について大幅な合意がみられた。

政府調達については多少の進展があったが、次回の交渉では双方の政府調達システムを反映できる概括的な文言をまとめることが焦点となる。

電子取引では、条文について引き続き進展がみられた。関税、デジタル製品、電子認証および電子証明書、そしてペーパーレス取引については特に細かい議論が行われた。

競争ポリシー、紛争解決、およびその他の法律的、制度的問題についても引き続き前進があった。